

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県境港水産事務所長 山本 健也

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度はやぶさ船舶用燃料納入業務 一式

免税軽油 JIS規格に定められているもの 予定数量65,000リットル

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 1回当たりの納入数量

1,000リットル未満

### (5) 1月当たりの納入回数

5回から10回程度

### (6) 納入場所

境港市中野町（中野6号物揚場（南））

### (7) 入札方法

入札は紙により行うものであること。

この調達は単価契約であり、入札書に記載する金額は、入札説明書及び別添令和8年度はやぶさ船舶用燃料納入業務仕様書に示す免税軽油1リットル当たりの単価金額（小数点第1位まで記載すること。）とすること。

なお、請求にあたっては、入札書に記載された金額に実績数量を乗じて得た金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（小数点第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額は、軽油引取税並びに消費税及び地方消費税の額を差し引いた金額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

(3) 米子市又は境港市内にスタンド又は貯蔵タンクを有していること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有して

いること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- (5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県境港水産事務所

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒684-0034 境港市昭和町9-7

鳥取県境港水産事務所 漁業取締船はやぶさ 燃料担当

電話 0859-47-4060（はやぶさ） 0859-42-3167（水産事務所）

電子メール sakaiminatosuisan@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日（火）から、同年3月12日（木）までの間にインターネットの鳥取県境港水産事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sakaioffice/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月12日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により（1）の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月26日（木）午後1時30分（即時開札）

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（水）午後5時までとする。

イ 場所

〒684-0034 境港市昭和町9-7 境港水産物地方卸売市場2号上屋2階 会議室

- (5) 入札結果の通知

入札結果については、令和8年3月26日（木）に入札参加者に通知する。

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、該当する箇所を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した別々の封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封した上、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない入札書を1通送付した場合は第1回目分とみなすが、2通以上

送付した場合は1案件に対し入札書を2通提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年3月12日(木)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) (2)の書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された(2)の書類は、返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると鳥取県境港水産事務所長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。